



河川内樹木を伐採してくれる方を募集します



- ◎伐採した樹木は、無償でお持ち帰りいただけます
- ◎薪や農作業などの個人消費はもちろん、木材加工や販売などの営利目的でも使用可能です



国土交通省 宮崎河川国道事務所では、直轄管理区間の**大淀川**・本庄川・綾北川・小丸川で伐採の必要が生じている樹木の伐採者を募集します。

簡単な条件と資格を満たせば、どなたでも応募することができます。伐採にあたっては採取前に河川法の**許可申請手続き**を行っていただきます。



🪵 公募する理由 🪵

河川区域内の樹木は、繁茂が広がり河川管理の支障となっている箇所があります。計画的に伐採を行いながら、**河川の良好な維持管理**を行っています。伐採者公募を行い、地域の協力を得ることで、**伐採された樹木の有効活用**を図るとともに、**伐採費用の縮減**を計る取り組みです。

❗ 燃料等としての自家消費、樹木の加工や販売OK

【公募期間】:平成30年8月23日から平成31年3月29日まで
（伐採予定期間）:平成30年11月1日から平成31年5月31日

【公募方法及び応募用紙入手方法】
宮崎河川国道事務所ホームページ
「事務所からの募集情報」からダウンロード

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bosyu>



～地域住民と連携・共同で行う
新たな河川管理～

詳細は宮崎河川国道事務所のHPをご確認ください。

🪵 応募者による伐採作業状況 🪵

※山形河川国道事務所管内伐採例
(山形河川国道事務所HPより)

○伐採・枝払い作業状況



○小割作業状況



○枝集積状況



○伐採木搬出状況





都城市高崎町繩瀬地先



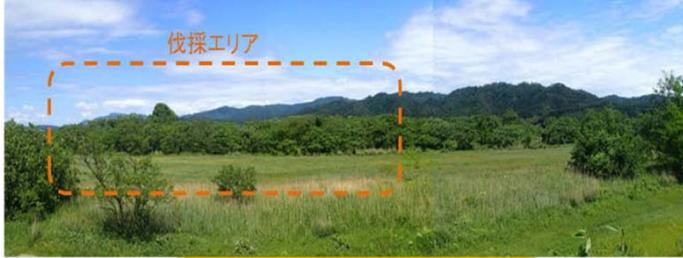
※このほかに宮崎河川国道事務所管内で9箇所伐採箇所あり。都城市は高崎町繩瀬のみ。



★視認性の向上

※山形河川国道事務所管内伐採例 (山形河川国道事務所HPより)

【伐採前】……河川や対岸が視認不可



【伐採後】……河川の状況や対岸が視認可能に！

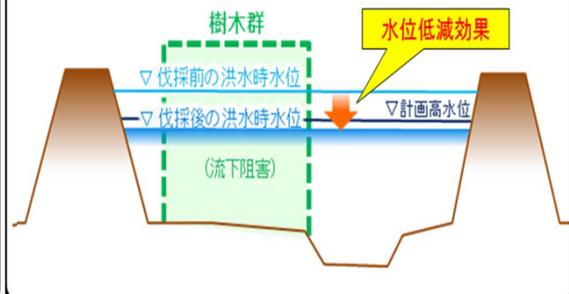


樹林化した樹木群の伐採により、「流下阻害の解消」並びに「河道の視認性が向上」し、地域の安全性向上に寄与



★流下阻害の解消（流下能力の向上）

＜河道内樹木伐採による水位低減イメージ図＞



◎問い合わせ先◎

〒885-0011
都城市下川東2丁目19-3
国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城出張所
TEL : 0986-23-2947
FAX : 0986-23-2952



宮崎河川国道事務所では、事務所の取り組みや防災情報についてより多くの方に知ってもらえるように、フェイスブックを活用した情報発信に取り組んでいます。



www.facebook.com/miyazaki.mlit.go.jp

